

地域保健関連の政策評価・事業評価 における諸外国及び我が国の現状

1. 政策評価・行政評価の歴史的背景

- 評価の理論や手法は、主に米国で誕生し発展。
- 特に1960年代より、「貧困との闘い」をスローガンとした巨額の施策に対する有効性を把握する必要から、評価手法が発達。
- 1993年、Government Performance and Results Act (GPRA) 成立。全ての政府機関に適用。

【米国】

【公共部門における評価の主流】

○プログラム評価 (Program Evaluation)

- ・ 政策の計画、実施プロセス、政策の影響、効率性を様々な調査研究手法を用いて、体系的に査定した評価。
- ・ 政策効果を厳格に把握することに主眼。
- ・ 信頼性の高い評価が得られる反面、評価者には高度な専門性が要求される。
- ・ 評価の実施には、時間や費用が多大となる傾向。

【簡便手法として米国の州や地方自治体に普及】

○事業評価 (Performance Measurement)

- ・ 行政が実施する政策の効果や効率性などに注目し、それらの側面を数量的に把握するための事業指標 (Performance Indicator) を設定し、その指標を測定することにより政策の実態について必要な知見を得ることを目的とする手法。
- ・ プログラム評価ほどは厳密性を求めず、簡便性や速報性を重視した手法。

【日本】

【評価の導入】

○地方自治体における評価(行政評価)の導入

- ・ 1990年代後半より多くの地方自治体で、「事業評価」の概念による行政評価が導入。

○国における評価(政策評価)の導入

- ・ 2001年、「政策評価制度」が導入。2002年4月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行。

2. 我が国における政策評価の位置づけ

国の行政機関

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年6月29日法律第86号)
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年9月27日政令第323号)
- 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)



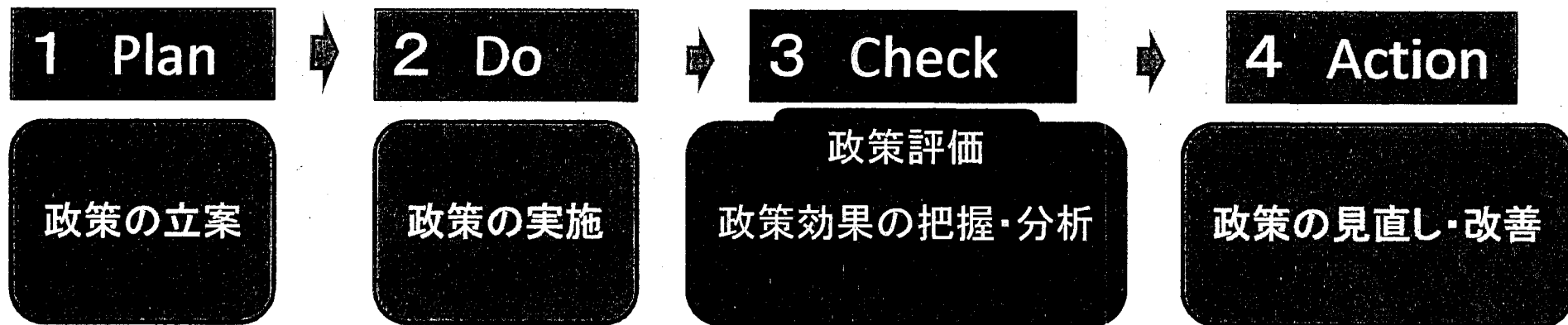
- 各行政機関(内閣府を始め、各省庁等)で、政策評価に関する基本的事項等を定めて、客観的な評価を行い、その結果の政策への適切な反映を図る。

国における政策評価の取組み

政策評価を、

- 新たな政策(予算、組織・定員要求を含む)の企画立案【Plan】—実施【Do】—評価【Check】—見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込んで実施する。
- 政策の質の向上や職員の意識改革などが進み、効率的で質の高い成果重視の行政が実現されるとともに、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底に繋げる。

PDCAによる政策マネジメントサイクル

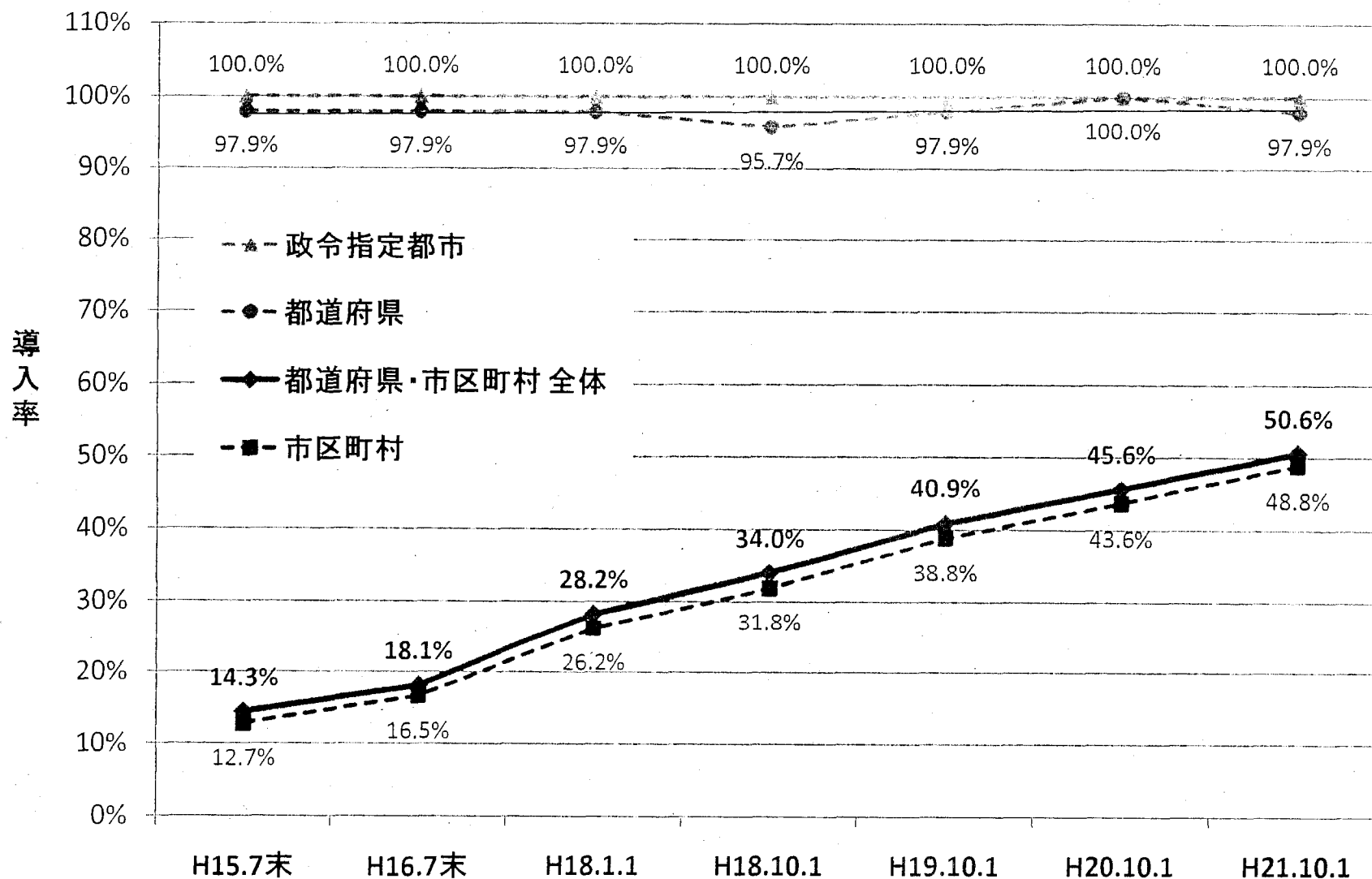


- ・国民生活や社会 経済への影響は？
- ・国民生活の向上への貢献度は？

反映

3. 地方自治体における行政評価の現状

1. 行政評価導入率(都道府県・市区町村)の推移

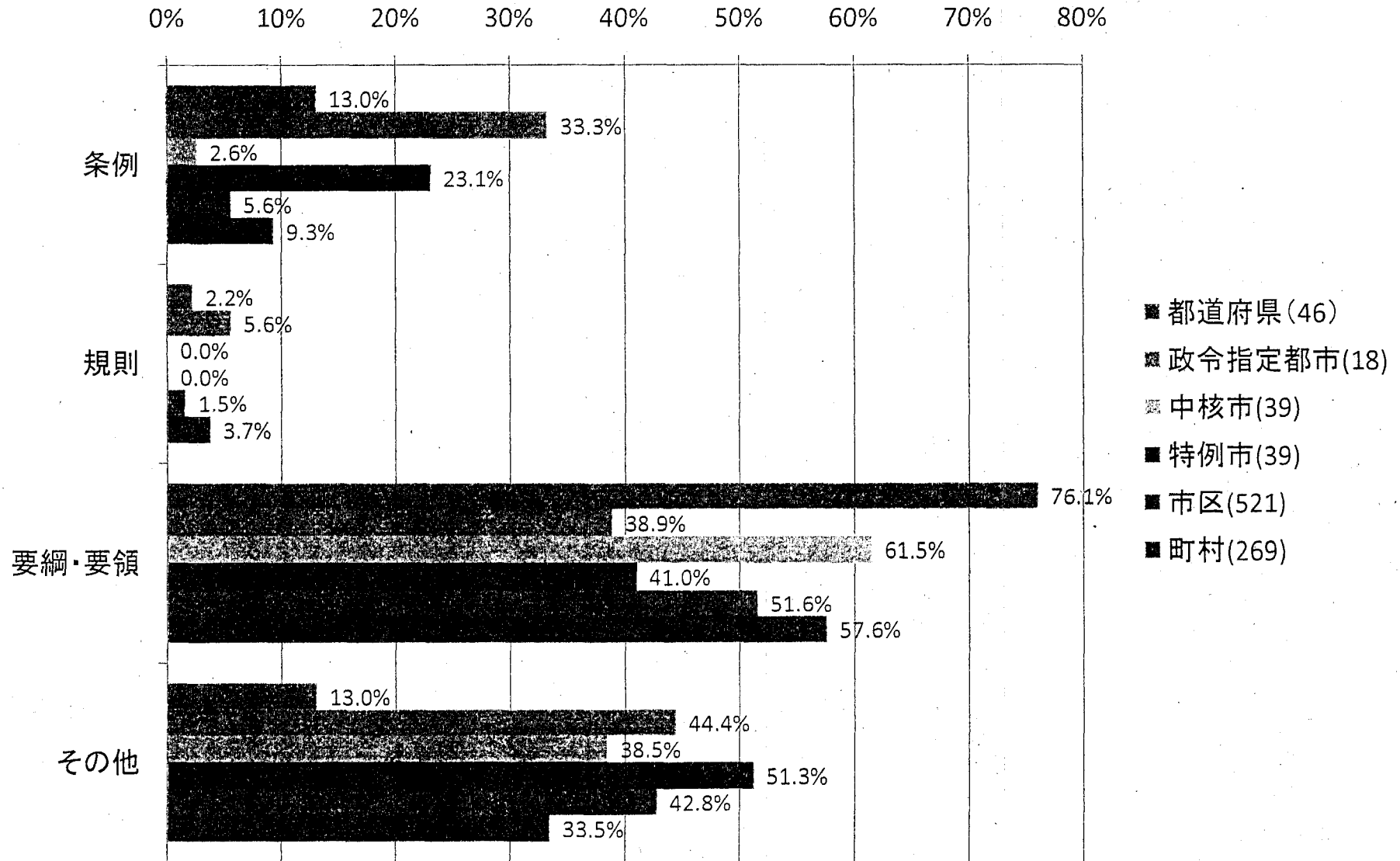


総務省 地方公共団体における行政評価の取組状況(H21.10.1)

3. 地方自治体における行政評価の現状

2. 行政評価の実施根拠 構成比(%)

※構成比は、行政評価を導入している団体に占める割合(複数回答あり)

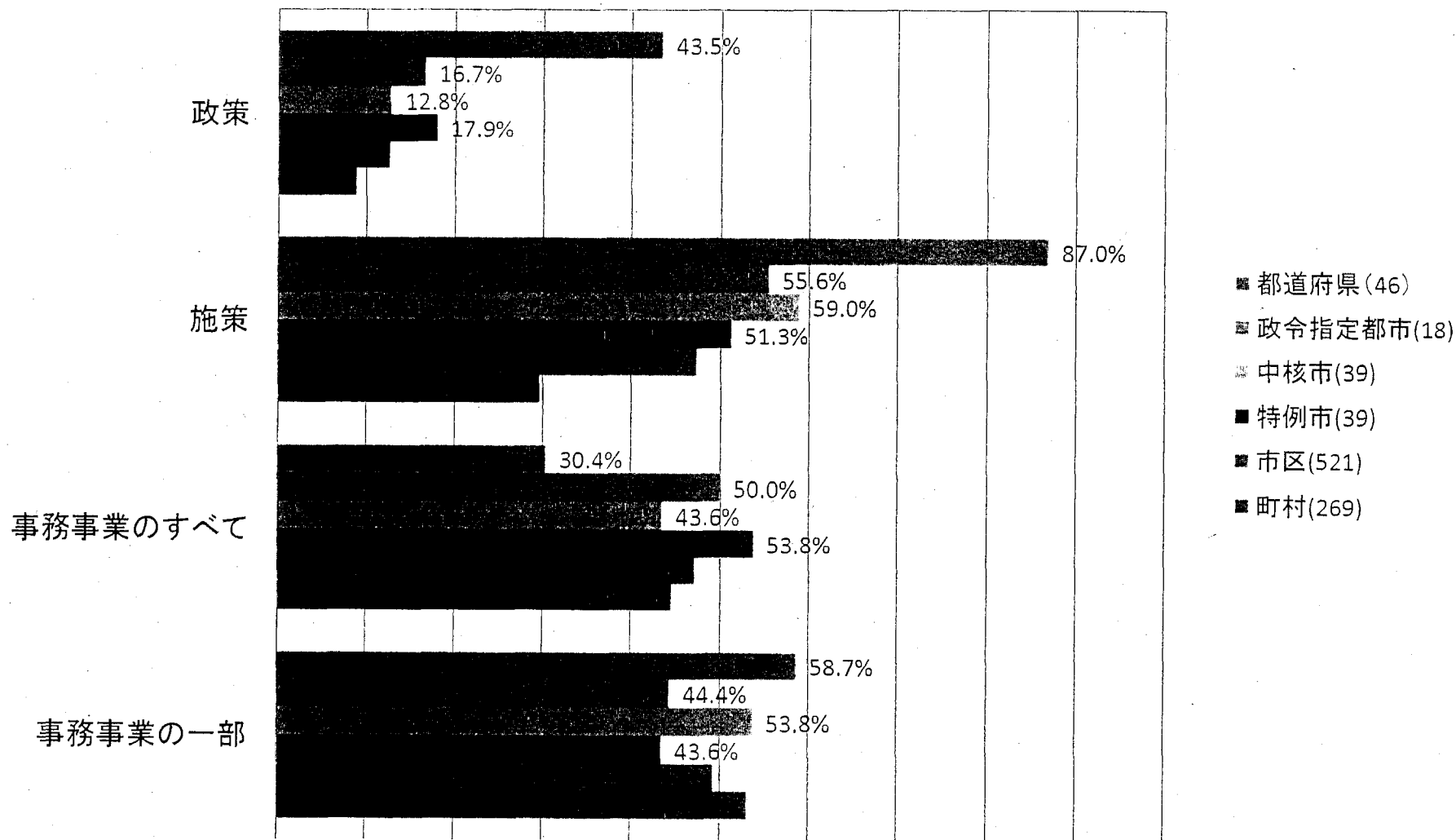


3. 地方自治体における行政評価の現状

3. 行政評価の対象 構成比(%)

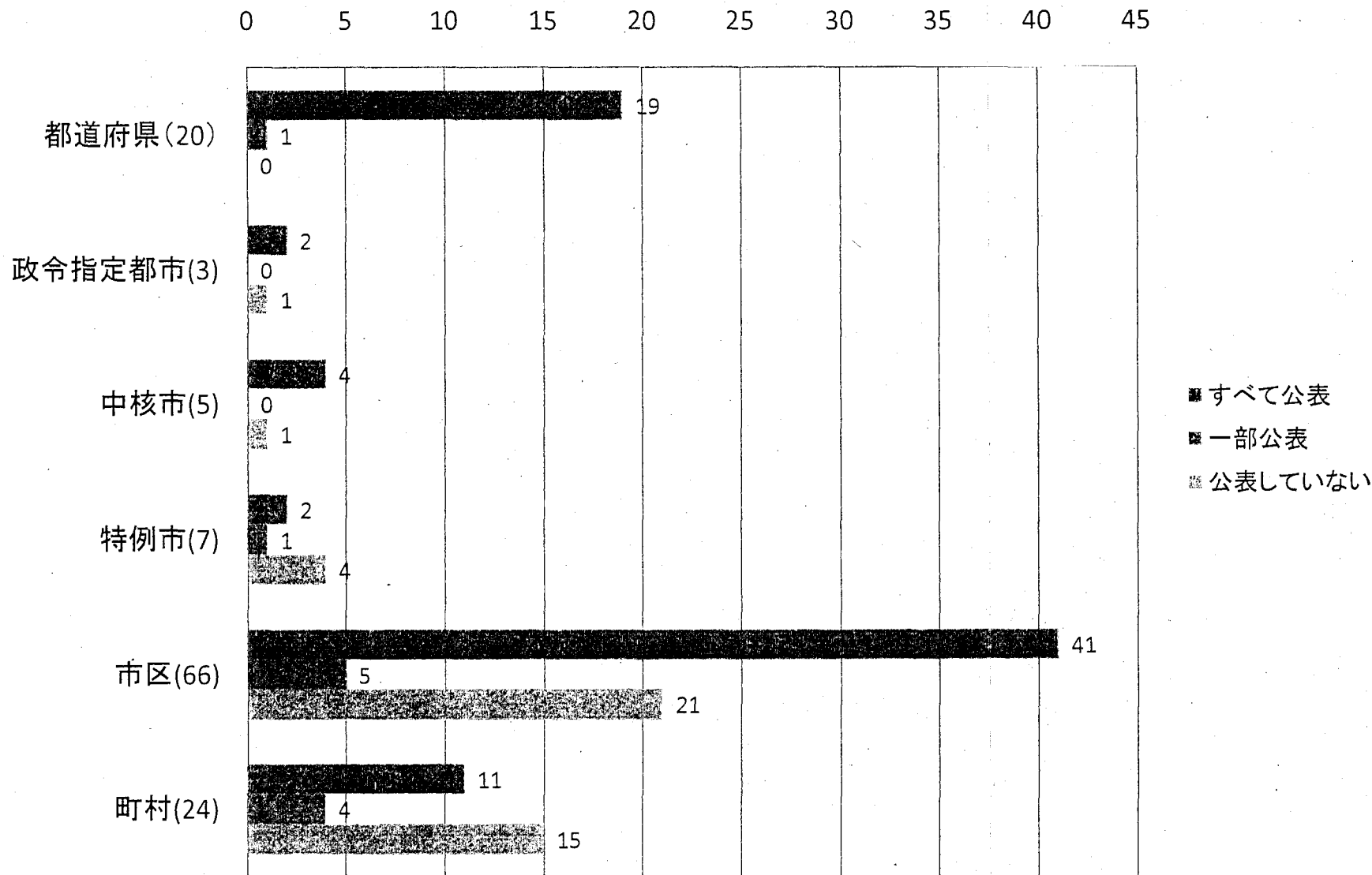
※構成比は、行政評価を導入している団体に占める割合(複数回答あり)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



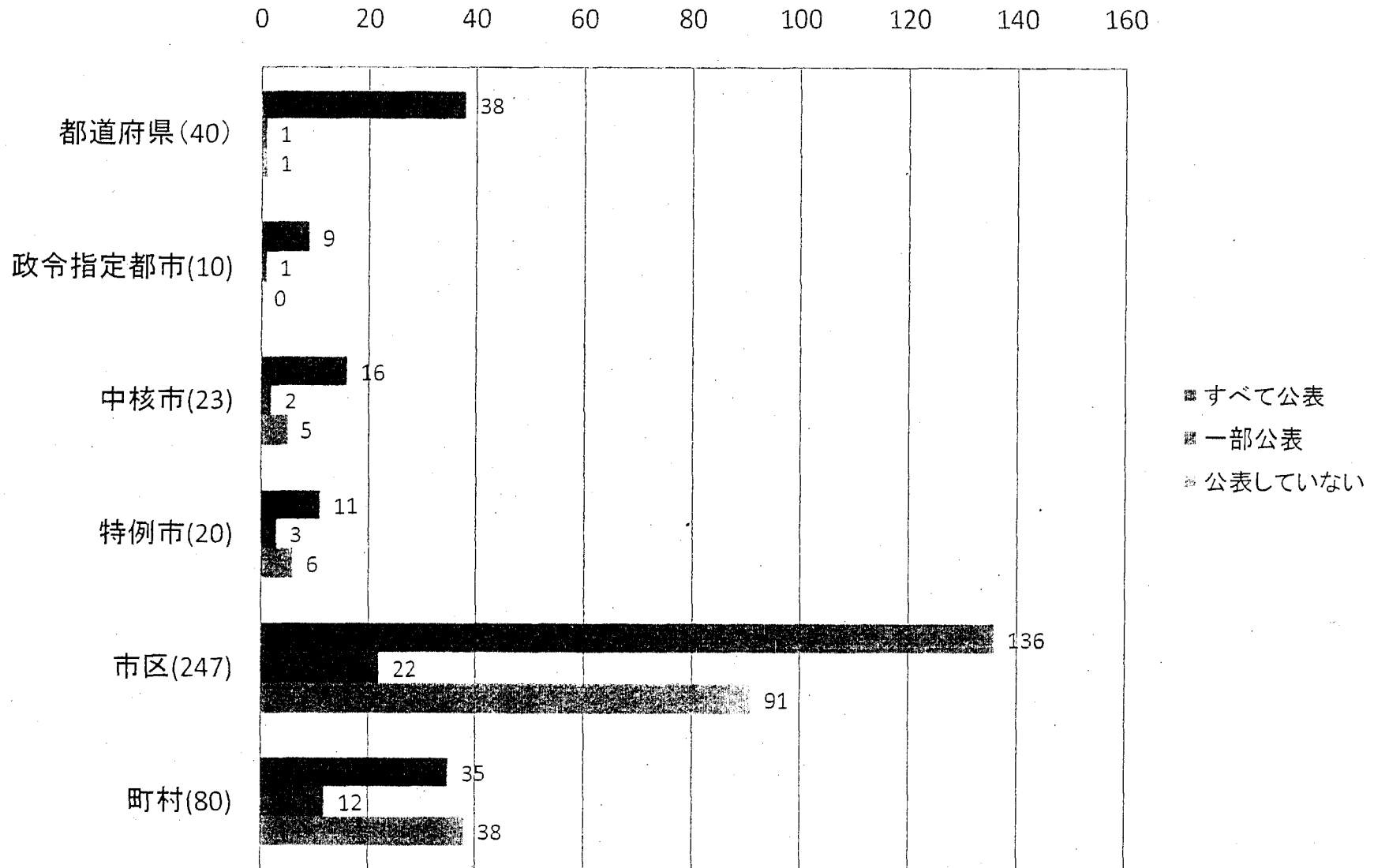
3. 地方自治体における行政評価の現状

4-①. 評価結果の公表状況【政策】 団体数



3. 地方自治体における行政評価の現状

4-②. 評価結果の公表状況【施策】 団体数



3. 地方自治体における行政評価の現状

4-③. 評価結果の公表状況【事務事業】 団体数

